

## 千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会

### 傍聴要領

#### 1 傍聴手続

- (1) 協議会の傍聴を希望する方は、申込期限までに事務局に申込みを済ませてください。
- (2) 傍聴の申込受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 協議会当日は、協議会開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入して、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

#### 2 協議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 協議会を傍聴する場合に守っていただきたい事項は以下のとおりです。
  - ①協議会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
  - ②騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
  - ③協議会において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長等の許可を得た場合はこの限りではない。
  - ④その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。
- (3) 傍聴者が協議会を傍聴する場合に守っていただきたい事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。
- (4) 協議会における傍聴者の定員は、5人程度とします。